

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	5
処分の種類	特定施設整備事業に適合している特定施設に対する適合証の返還			
根拠法令条例等・条項	長野県福祉のまちづくり条例 第17条第3項			
処分の概要	長野県福祉のまちづくり条例施行規則に定める「特定施設整備基準」に適合していると認められる特定施設の所有者又は管理者に対して交付した適合証の返還			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>長野県福祉のまちづくり条例第10条第1項 (特定施設整備基準等) 第10条 知事は、特定施設における出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場その他の部分で不特定かつ多数の者の利用に供するもの(次項及び第18条において「出入口等の部分」という。)の構造及び設備の整備に関し、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするための必要な基準(以下「特定施設整備基準」という。)を定めるものとする。</p> <p>長野県福祉のまちづくり条例第17条第3項 (適合証の交付等) 第17条 特定施設の所有者又は管理者(以下「特定施設の所有者等」という。)は、特定施設が特定施設整備基準に適合していることを証する証票(以下この条において「適合証」という。)の交付を知事に請求することができる。 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該特定施設が特定施設整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。 3 知事は、前項の規定により交付した適合証に係る特定施設が特定施設整備基準に適合しなくなったと認める場合その他必要と認める場合は、適合証の交付を受けた特定施設の所有者等から当該適合証を返還させることができる。</p> <p>長野県福祉のまちづくり条例施行規則第3条 特定施設整備基準) 第3条 条例第10条第1項の基準(以下「特定施設整備基準」という。)は、別表第2のとおりとする。</p> <p>別表第2は 別紙のとおり</p>			
基準の制定根拠	長野県福祉のまちづくり条例施行規則第3条			